

東かがわ市条例第 29 号

東かがわ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 25 日

東かがわ市長

上村 - 郎

東かがわ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 東かがわ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成15年東かがわ市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略

第2条 東かがわ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の175、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略

附 則

(施行期日等)

- この条例中第1条の規定は、規則で定める日から、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の東かがわ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の東かがわ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。